

Q 上司からパワハラを受けました

職場で上司から毎日のように「給料泥棒」とどなれば、殴られてけがをしました。上司や会社に対し、何か請求できないでしょうか。また、パワーハラスメントに関する法律が施行されたと聞きましたが、会社や労働者にとって、どのような影響があるのでしょうか。



職場でのパワーハラスメント防止策を企業に義務付ける改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が2020年6月に施行されました。パワハラは、優越的な関係を背景に業務上必要な相当な範囲を超えた言動をする事により、労働者の就業環境が害されるものを持っています。

挙げられます。

上司から毎日のように「給料泥棒」といわれる事は精神的な攻撃、殴られた事がしたことは身体的な攻撃と言えます。そのため、上司に対しても、身体的・精神的な損害を受けたとして、損害賠償を請求することができます。民事上の責任以外に、刑事上の

パワハラ防止法では、会社に対し、①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発②相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備③職場におけるパワハラに係る事後の迅速かつ適切な対応④プライバシーの保護措置——が義務付けられています。

（回答＝村岡旭美弁護士）

損害賠償請求 刑事責任も

パワハラの代表例として、①身体的な攻撃（暴行・傷害）②精神的な攻撃（脅迫・暴言）③人間関係からの切り離し（仲間外し・無視）④過大な要求（業務上明らかに遂行不可能こと強制）⑤過小な要求（仕事を与えない）⑥プライベートへの過度な干渉

が挙げられます。会社に対しては、使用者の責任や職場環境配慮義務、安全配慮義務違反を理由として、債務不履行責任を問うことが考えられます。労働者が深刻な被害を受けた場合、労災となる可能性があります。



県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。

県弁護士会マス「ちーべん」
キャラクター